

様式第1号

吹田市<sup>はいかい</sup>徘徊高齢者家族支援サービス事業利用申請書

令和 年 月 日

吹田市長あて

申請者 (対象者) 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_  
<sup>はいかい</sup>徘徊高齢者との続柄 \_\_\_\_\_

<sup>はいかい</sup>徘徊高齢者家族支援サービス事業の利用を次のとおり申請します。なお、この申請に係る審査のために市職員が私及び私以外の世帯の者の市町村民税額等について調査することに同意します。

<sup>はいかい</sup> 徘徊高齢者	ふりがな 氏 名	(男・女)
	生年月日	明・大・昭 年 月 日 ( 歳)
申請の理由		

備考 申請者又は申請者以外の世帯の者が 年1月1日現在吹田市以外の市町村に居住していた場合は、これらの者の当該年度分(1月から6月までの間)にあっては、前年度分の市町村民税の課税状況を証する書類その他市長が必要と認める書類を添付してください。

# 承 諾 書

令和 年 月 日

吹 田 市 長 宛

対 象 者 住 所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

対 象 者 氏 名 \_\_\_\_\_

印

## フ ァ ク シ ミ リ の 使 用 に つ い て

私は、高齢者の在宅福祉サービス、施設福祉サービス及び介護保険サービスを受けるに当たり、吹田市長がサービス提供に必要と認める場合、迅速な処理を行うため申請書類等を関係機関にファクシミリを使用して送付することについて承諾します。

(参考)

### 吹田市ファクシミリ使用要領（抜粋）

第1条 この要領は、ファクシミリの使用について必要な事項を定め、使用に当たっての適正文書管理並びに事務処理の効率化を図ることを目的とする。

第2条 2 個人の秘密に関する情報は、対象文書としない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報はこの限りではない。

- (1) 法令又は条例により、何人でも閲覧することができることとされている情報
- (2) 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
- (3) 本人又はその家族が、あらかじめ了承した情報

# 誓 約 書

令和 年 月 日

吹田市長 宛

申 請 者 住 所 吹田市

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

吹田市徘徊高齢者家族支援サービス事業を利用するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

## 記

- 1 位置検索システムによる通信エリア外及び移動速度が通常に通信を維持できる速度を超えた場合等の位置検索が不可能であること及び通信エリアにおいても山間部、建物内等の利用条件によって誤差が生ずることを了承します。
- 2 申請書に記載された事項について、必要に応じて警察署等に情報を提供することを了承します。
- 3 端末機及びその付属機器(以下「機器」という。)を適切な管理の下に使用し、機器を他人に譲渡し、改良し、又は担保に供する等、他の目的には使用しません。
- 4 自らの過失により機器を破損し、紛失したときは、その補填に要する費用を負担します。
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届出をします。
  - ① 利用対象者が対象要件に該当しなくなったとき。
  - ② 利用対象者が死亡したとき。
  - ③ 利用対象者が施設等に入所又は入院(短期を除く)したとき。
  - ④ ペースメーカーを利用するとき。
  - ⑤ 申請者に記載された事項に変更があったとき。
  - ⑥ 事業の利用を辞退するとき。

## 吹田市徘徊高齢者家族支援サービス事業協力員受諾書

吹田市長 宛

協 力 員 住 所 吹田市

\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

私は、 \_\_\_\_\_ が徘徊高齢者家族支援サービス事業の利用申請をするに当たり、協力員になることを承諾します。

受信センターから、徘徊高齢者の現在位置の連絡があった時は、迅速に徘徊高齢者の現在位置に出向き、徘徊高齢者の保護を行います。

### 記

1 協 力 員 氏 名 \_\_\_\_\_

2 徘徊高齢者との関係 \_\_\_\_\_

3 徘徊高齢者 住 所 吹田市

氏 名 \_\_\_\_\_